No.152

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、**「ヘイトスピーチ解消法」**についてお伝えします。

○ヘイトスピーチとは

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称です。

ヘイトスピーチは、多くの場合、人種・国籍・社会的立場・宗教・LGBTなどの要素（を持つマイノリティ集団）に対する差別的な意識の表れとして生じます。そして「異分子排斥せよ」「異分子は出て行け」といった苛烈なメッセージによって表現されます。

ヘイトスピーチは必ずしも暴言といった言語表現のみを指すものではなく、敵対する対象をおとしめたり対象への憎悪感情を煽ったりする表現全般を含みます。手段や媒体を問わず、例えばウェブ上の電子掲示板における書き込み、街頭でのビラの配布、デモ活動など、あらゆるパフォーマンスが（内容によっては）ヘイトスピーチに該当し得ます。

ヘイトスピーチは人権侵害に直結する行為であり、あってはならないことであると言えます。しかしヘイトスピーチも言論である以上、これを一律に禁止してしまえば今度は言論の自由が脅かされかねません。そのため、ヘイトスピーチに関する扱いは国などの行政主体によって違いが生じています。西欧諸国などはヘイトスピーチの何たるかを定義した上で法的に禁じている場合も多いですが、米国や日本などは特別に法的規制措置を設けていません。

日本においては、もっぱら在日朝鮮人（在日韓国人・朝鮮人）がらみの話題においてヘイトスピーチが問題にあがります。

○ヘイトスピーチ解消法ができた背景

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネットなどで大きく報道されるなど、さらに社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

また、このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

※来月もヘイトスピーチ解消法について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課　人権政策係

特設人権相談所を開設します

村内の人権擁護委員の皆さんが、人権問題や家庭問題などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

■日　時　　平成30年12月4日（火）　午前10時～午後3時まで

■場　所　　長陽保健センター会議室（河陽4518番地）

〈問い合わせ〉阿蘇大津人権擁護委員協議会（熊本地方法務局阿蘇大津支局内）　TEL096（293）2272
総務課人権政策係　TEL（67）1111